

争議行為の予告について

東清掃株式会社代表取締役齋藤正男から争議行為を行う旨の通知が令和4年3月7日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和4年3月11日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

全日本運輸産業労働組合東京都連合会あずま労働組合の争議行為に
対抗する件

二 日時

令和4年3月18日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東清掃株式会社本社 葛飾区青戸四丁目20番23号

東清掃株式会社亀有車庫 葛飾区亀有一丁目12番1号

東清掃株式会社水元飯塚車庫 葛飾区西水元一丁目25番13号

四 種類

事業所閉鎖、就労拒否、その他一切の争議行為（以上原文のまま掲載）